



SERIES TAINS 解体新書

給与所得課税される「経済的利益」について

草間 典子〔足立支部〕

はじめに

給与所得は、所得税法第28条に規定されておりますが、「金銭以外の資産ないし経済的利益も、勤務の対価としての性質をもっている限り、広く給与所得に含まれる(注)」と解釈されています。

ここでいう「経済的利益」の範囲及びその評価については、所得税基本通達に具体的に定められていますが、課税庁と解釈を巡り争いとなることが多く見受けられます。

判決や裁決において、「経済的利益」が給与所得であると判断された事案は複数ありますが、そこで争点となるのは、経済的利益に当たるか否かだけでなく、その価額をいくらと評価するのか又は収入金額として計上すべき時期はいつかなども挙げられます。

今回は、給与所得に該当する経済的利益と判断された判決等の中から、平成26年中にTAINSに収録された海外慰安旅行と従業員に提供された食事代についての事案をご紹介します。

I 従業員の海外慰安旅行費用

平24.12.25東京地裁判決
(Z262-12122)(棄却)
平25.5.30東京高裁判決
(Z888-1814)(棄却)

1. 事案の概要

この事案は、土木建築工事業を営む原告が、会社の代表者及び従業員並びに外注先従業員、一人親方合計32人でマカオへ2泊3日の慰安旅行を実施し、原告会社の従業員分(一人当たり241,300円、全額会社負担)を福利厚生費として経理処理したところ、豊島

税務署長から従業員らの慰安旅行に係る経済的利益の供与は所得税法第28条1項の「給与等」に該当し、その経済的利益について、原告は源泉徴収義務を負うとして納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分を受けたためその取消しを求めたものです。

東京地裁は次のように判断し、納税者の請求を棄却しており、続く東京高裁も原判決は正当として支持し、控訴を棄却しました。

なお、原告は、会社代表者の代金は役員賞与で、外注先従業員等の料金は交際費等としてそれぞれ経理処理しています。

2. 東京地裁の判断

本件各従業員は、本件旅行に参加することにより、その使用者である原告から、旅行に係る経済的な利益の供与を受けた(すなわち、本来有償でなければ受けることができない航空機、ターボジェット等の交通機関、飲食店、宿泊施設等における役務の提供を、使用者である原告の費用負担の下に無償で受けた)ものであると認めるのが相当である。そうすると、本件各従業員は、その使用者である原告から、雇用契約に基づき原告の指揮命令に服して提供した非独立的な労務の対価として、本件旅行に係る経済的な利益の供与を受けたものであり、原告は、各従業員に対し、本件旅行に係る経済的な利益を供与し、所得税法28条1項の「給与等」の支払をしたものであるということが出来る。

本件旅行に係る経済的な利益は、旅行が実施された平成21年1月10日から同月12日までの間に、各従業員に收受され、所得の実現があったとみることが出来るのであって、各従業員が供与を受けた経済的な利益の額は各従業員分旅

行費用の額(241,300円)となるとするのが相当である。

II 給食業者に委託し従業員に提供された食事代

平26.5.13公表裁決
(J95-2-08)(一部取消し)

1. 事案の概要

本件は、審査請求人が従業員らに対して支給した食事について、原処分庁が、当該食事は所得税基本通達36-38(2)の「使用者が購入して支給する食事」として評価すべきであり、給与所得に係る経済的利益があるとして、源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が、同通達(1)の「使用者が調理して支給する食事」として評価すべきであり、経済的利益はないとして、その全部の取消しを求めた事案です。

請求人は、工場に勤務する従業員らに食事を提供するためE社と給食業務に関する委託契約を締結し、請求人は、従業員らが購入した食券代を集計、委託料及び副食費との合計額をE社に支払っていました。

2. 審判所の判断

本件受託業者は、食事の調理を有償で行っていただけでなく、自己の計算に基づき材料の調達及び管理を行っていたものと認められるから、本件食事を「使用者が調理して支給する食事」として評価することは相当ではない。他方で、請求人は、従業員等が本件食事を受託業者から比較的安価で購入できるようにするために、受託業者に対し食堂設備を無償で貸与するとともに、水道光熱費等の費用を負担し、さらに、委託料及び副食費を受託業者

に支払っていた、すなわち、請求人は、従業員等が食事を受託業者から低額で購入できるように、その購入対価の一部を補助していたものとみるのが相当である。

したがって、本件食事の金額(各食券代金、委託料及び副食費の合計額)と食券代金との差額は、請求人が従業員等に対し経済的利益を供与したということになるところ、所得税基本通達36-38(2)の定めにより経済的利益はないものとする場合に該当するか否かを判断した上で、本件食事を購入した従業員等ごとに当該経済的利益の額を算出し、これを従業員等ごとの課税済みの給与等の金額に加算して本来の源泉徴収税額及び差引不足税額を算出すべきである。その結果、請求人が納付すべき各月分の源泉所得税の額は、各納税告知処分の額を下回るから、いずれもその一部を「取消額等計算書」のとおり取り消すべきである。

おわりに

給与所得として課税される経済的利益には、この他に債務免除益や低い金利での金銭の貸付けなどもあります。

TAINSで検索する際には「経済的利益」のキーワードだけでなく、膨大な情報量になりますので、「経済的利益」の後にスペースを1文字分空け、「海外慰安旅行」や「食事代」などのキーワードを入れて頂きますと、情報を絞ることができます。

収録内容に関するお問合せは
データベース編集室へ
TEL 03-5496-1416

(注) 金子宏「租税法(第19版)」弘文堂(2014年)219頁

資金繰りでご相談があるんですが...

売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょう。

経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。

新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。

来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営提案できる会計事務所へ。MJSは強力プロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ

ACELINK NX-Pro 検索

ACELINK NX-Pro, ACELINK NX記憶くん, iCompass NX, MJSLINK NX-1, ミロクのかんたん! 法人会計, ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48 階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

提案型会計事務所へ、MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム ACELINK NX-Pro

詳しくは今すぐ ACELINK NX-Pro 検索

フリーダイヤル ☎0120-369-144 (平日9:00~17:30) フリーダイヤル ☎0120-369-667

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。 当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>